都道府県医師会 感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長 小森 貴

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本改正の内容は、下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、 関係医療機関等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

改正の内容

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、 新たに、以下の病原体を指定し、本年6月30日から適用すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1 であるものに限る。)

• A/Anhui/1/2005 (H 5 N 1) (IBCDC-RG6)

事 務 連 絡 平成26年6月30日

公益社団法人日本医師会 感染症危機管理対策室長
殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添写しのとおり各地方自治体衛生主管部(局) 長宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。

(担当)

結核感染症課病原体等管理対策係 課長補佐 田中 病原体等管理対策専門官 山形 TEL 03-3595-3097(直通) FAX 03-3581-6251



健感発 0 6 3 0 第 1 号 平成 2 6 年 6 月 3 0 日

 都道府県

 各
 政 令 市

 特 別 区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成26年厚生労働省告示第273号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号。)第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそ れがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。)

• A/Anhui/1/2005 (H 5 N 1) (IBCDC-RG 6)

2 適用期日

平成26年6月30日から適用すること。

〇厚生労働省告示第二百七十三号

十三項 原 体等 感染症 の規定に基づき、 (平成十 の予 防及び感染 九 年 厚生労働省告示第二百号) 人を発病させる 症の患者に対する医療に関する法律 おそれがほとんどないもの の一部を次のように改正する。 (平成十年法律第百十四号) 第六条第二 とし て厚生労働大臣が 指定する病

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、 9の次に次のように加える。

10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス (血清亜型がH5N1であるものに限

3. A/Anhui/1/2005 (H5N1) (IBCDC-RG6)



第三種 郵便物 認可 日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

〇金融庁組織規則の一部を改正する内 閣府令(内閣府四七) 目 仓

府

箵 仓

報

O経済産業省組織規則の一部を改正す 〇計量法施行規則の一部を改正する省 る省令 (同三四) (経済産業三三)

害 壶

〇政治資金規正法の規定による政治団 あったので要旨(平成十七年分~平 体の収支に関する報告書の提出が 成二十一年分)を公表する件の一部 を訂正する件(総務二一八)

O政治資金規正法の規定による政治団 体の収支に関する報告書の提出が を公表する件の一部を訂正する件 あったので要旨(平成二十四年分)

O基幹放送用周波数使用計画の一部を 変更する件(同二二〇)

1

同二九

林水産省・国土交通省関係告示の整 正する政令の施行に伴う総務省・農 (同九~二〇)

〇千九百七十二年の海上における衝突 の予防のための国際規則に関する条 (法務二八〇)

〇平成二十六年度の初日から平成二十 O関税暫定措置法別表第一の六に掲げ 平成二十六年五月三十一日までの輸 る物品の平成二十六年度の初日から 及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示す 六年五月三十一日までの生鮮等牛肉 する件(外務二一九) 人数量を告示する件(財務二〇四) (同二〇五)

〇平成二十六年度の初日から平成二十 数量を告示する件(同二〇六) に生きている豚及び豚肉等の各輸入 六年五月三十一日までの豚肉等並び

〇雇用保険法附則第五条第一項第一号 定する地域の一部を改正する件 ロの規定に基づき厚生労働大臣が指

〇人を発病させるおそれがほとんどな る病原体等の一部を改正する件 いものとして厚生労働大臣が指定す

〇健康保険の食事療養標準負担額及び 医療の食事療養標準負担額及び生活 療養標準負担額の一部を改正する告 生活療養標準負担額及び後期高齢者 示 (同二七四)

〇奄美群島振興開発特別措置法に基づ く産業振興促進計画を認定する件 理に関する告示 (総務・農林水産・国土交通八)

〇日本国に帰化を許可する件

約へのフィリピン共和国の加入に関

人事異動

内閣 省 防衛省 会計検査院 警察庁 金融庁 外務省 財務

叙位·叙勲

(皇室事項)

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関す について(内閣府) 内閣府防災業務計画の修正要旨の公表

る公示(国土交通省

最低賃金の廃止決定に関する公示 (兵庫労働局最低賃金公示一)

〇衛星船位測定送信機による位置の報 を定める件の全部を改正する件 告義務について海域及び報告の方法

O租税特別措置法施行令等の一部を改

〇農林物資の規格化及び品質表示の適 登録外国認定機関の登録を更新した 正化に関する法律の規定に基づき、 (同八六一)

〇回避可能費用単価等を定める告示の 部を改正する告示

国会事項

(農林水産八六〇) (経済産業一四二)

会社決算公告 会社その他

裁判所 清算、再生関係 準禁治産、失踪、 破産、 免責、 特別

金融商品取引業者に対する行政処分 査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、 適格機関投資家、財団、土地家屋調

公

告

諸 事 項

= 129

....

四

ニトン 〇トン

九五トン

ト

<u>=</u> Ξ

六

六四六トン

四八三下

11012

九八、二五五上)

 $\overline{\circ}$

二七三下

九

三

四

ートン

七 六 Ŧī. 四 \equiv

ニトン

ートン

〇財務省告示第二百四号

を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のよう 日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量 第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一 の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初 に告示する。 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

平成二十六年六月三十日 財務大臣

の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応 日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量 別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初 を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

号	〇財務省告示第二百五号
七二トン	二元
〇トン	二八
一、一五一トン	二七
一九四トン	긎
O トン	三五
八トン	115
八三六トン	1 111
八八トン	1 11 1
五、五四六トン	1
八六トン	0 1
一十二トン	九
二、五四六トン	八

〇・五トン

表第一の六の項名関税暫定措置法別

輸

入

数

量

鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように 第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年 度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

平成二十六年六月三十日

十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数 各号に掲げる数量とする。 平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三 次の各号に掲げる物品の区分に応じ、 財務大臣 太郎 当該

〇財務省告示第二百六号 生鮮等牛肉 冷凍牛肉 四万八千九百三十八トン 三万七千四百三十トン

肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の 度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚 第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年 輸入数量を次のように告示する、 平成二十六年六月三十日 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

品の区分に応じ、 豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物 平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三 一日までの豚肉等の輸入数置並びに生きている 生きている豚及び豚肉等 当該各号に掲げる数量とする。 十三万二千五百三十六トン 財務大臣 麻生

四の一 四四

六二、

八七六十八

7

六 五

〇<u>一八</u>卜)

五六トン

七

t

四四上

十三万二千五百四十二トン

〇厚生労働省告示第二百七十二号

平成二十六年七月一日から適用する。 働省告示第二百号)の一部を次のように改正し 生労働大臣が指定する地域(平成二十六年厚生労 険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚 則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)附

第一号中「、

職業安定所、 安定所」に改める。 第三号中「本荘公共職業安定所」 本荘公共職業安定所、 稚内公共職業安定所」を削る。 を「大曲公共

号とする。 国分公共職業安定所、」を加え、

第八号を第十六号とする。

十 五 区域に限る。) 大分県の区域(別府公共職業安定所の管轄

佐賀県の区域(鹿島公共職業安定所の管轄

第三号の次に次の六号を加える

轄区域に限る。 柏原公共職業安定所、 公共職業安定所 大阪府の区域 (岸和田公共職業安定所、 泉大津公共職業安定所、 枚方公共職業安定所及び 河池内田

共職業安定所及び西神公共職業安定所の管轄区 兵庫県の区域(伊丹公共職業安定所、

和歌山県の区域 (御坊公共職業安定所の管轄

平成二十六年六月三十日 厚生労働大臣 田村

横手公共職業 憲久

第十号を第十八号とする。

、国分公共職業安定所、を加え、同号を第十七第九号中「区域(」の下に「川内公共職業安定

同号の次に次の一号を加える。 島公共職業安定所」を加え、同号を第十四号とし、 第七号中「大村公共職業安定所」の下に「、五

所、」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次第六号中「区域(」の下に「田川公共職業安定 の一号を加える。

区域に限る。)

吉野川公共職業安定所」を加え、同号を第十号と 所及び」を加え、同号を第十一号とする。 第四号中「阿南公共職業安定所」の下に「及び 第五号中「区域(」の下に「安芸公共職業安定

四 五 京都府の区域 域に限る。) 栃木県の区域(矢板公共職業安定所の管轄区 (京都田辺公共職業安定所の管

河内長野公共職業安定所の管轄区域に限る。)

明石公

市公共職業安定所の管轄区域に限る。 区域に限る。 広島県の区域(可部公共職業安定所及び廿日

の規定により読み替えて適用される場合を含

船員保険法施行令(昭和二十八年政令第

〇厚生労働省告示第二百七十三号

関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第 る病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百号) がはとんどないものどして厚生労働大臣が指定す の一部を次のように改正する。 二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

平成二十六年六月三十日

でとし、9の次に次のように加える。 第4中24を25とし、10から23までを11から24ま 厚生労働大臣

10 インフルエンザウイルスA属インフルエン ザAウイルス(血清亜型がH5N1であるも のに限る。) A / Anhui / 1 / 2005(H 5 N 1)

〇厚生労働省告示第二百七十四号

療養標準負担額の一部を改正する告示を次のよう に定め、平成二十六年八月一日から適用する。 の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及 及び第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険 含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律 規定を同法第百四十九条において準用する場合を び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活 五条第二項及び第八十五条の二第二項(これらの (昭和五十七年法律第八十号) 第七十四条第二項 平成二十六年六月三十日 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十

養標準負担額及び生活療養標準負担額の 部を改正する告示 養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療 健康保険の食事療養標準負担額及び生活 厚生労働大臣 田村

第一条 号)の一部を次のように改正する。 若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号 くは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三 が九十日以下」を「規則第五十八条第一号若し は第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第 規定により読み替えて適用される場合を含む。) 十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の 療養標準負担額(平成八年厚生省告示第二百二 一号に定める者である期間に係るものに限る。 (国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三 第一号の表中「(規則第五十八条第一号若しく